

指標 10.7.2

指標名, ターゲット及びゴール

指標 10.7.2 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する移住政策を持つ国の割合

ターゲット 10.7 計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する。

定義及び根拠

○ 定義

SDG 指標 10.7.2 は、国内の移住政策の現状と、そのような政策が時間の経過とともにどのように変化するかを説明することを目的としている。収集された情報は、進捗状況及びギャップの両方を明らかにすることを目的としているため、SDG ターゲット 10.7 の実現に向けた、実践可能な推奨事項の根拠に役立てることができる。

SDG 指標 10.7.2 の方法論は、IOM（国際移住機関）の移住ガバナンス・フレームワーク（MiGOF）（表 1 のとおり）に沿って、6 つの政策領域から構成され、各領域に 1 つの代替尺度（表 2 のとおり）がある。

各領域及びそれに対応する代替尺度について、国家レベルで移住政策の重要な側面を捉えるために、5 つのサブカテゴリ又はそれらへの回答（表 3 のとおり）によって示される質問が設定されたところ、この指標によって、各国における、時間の経過に伴う変化を検出することができる。

すなわち、本指標は、表 3 に掲載された、合計 30 のサブカテゴリへの回答によって適当に評価される。

○ 概念

表 1. 移住ガバナンス・フレームワーク（MiGOF）の原則と目的

3 原 則	① 国際基準の遵守及び移住者の権利の保障
	② 移住ガバナンスに対するエビデンス及び政府全体の取り組み
	③ 移住ガバナンスをサポートするための強力なパートナーシップ

3 目 的	① 移住者及び社会の社会経済的厚生
	② 移動に関する危機への効果的な対応
	③ 安全で秩序があり，尊厳のある移住経路

表 2. SDG 指標 10.7.2 の領域と代替尺度

	領域	代理測定基準
1.	移住者の権利	医療，教育，ディーセント・ワーク，社会保障，福祉等のサービスへのアクセスにおける移住者に対する公平性の程度
2.	政府全体/証拠に基づく政策	移住を管理するための，専門の機関，法的枠組み及び政策や戦略
3.	協力及びパートナーシップ	移住政策における協力及びステークホルダーの参加を促進するための政府の措置
4.	社会経済的厚生	移住によるプラスの開発インパクト及び移住者の社会経済的厚生を最大化するための政府の措置
5.	移動に関する危機	難民やその他の強制避難民に包括的な対応を提供するための政府の措置
6.	安全で秩序がある，正規の移動	正規又は非正規移住に対処するための政府の措置

表 3. SDGs 指標 10.7.2 の質問及びサブカテゴリ

	質問	サブカテゴリ
--	----	--------

<p>領域 1: 政府は、国民ではない者に対しても、以下のサービスへの平等なアクセス、福祉及び権利を提供しているか。</p>	<p>a 必須及び/又は緊急の医療 b 公教育 c 同等の仕事に対する同等な報酬 d 社会保障 e 司法へのアクセス</p>
---	--

	質問	サブカテゴリ
<p>領域 2:</p>	<p>政府は、移住（入国・出国）に関して、以下の制度、政策、又は戦略のいずれかを整備しているか。</p>	<p>a 国家移住政策を実施する専用の政府機関 b 労働移住を含む正規の移住経路に関する国家政策又は戦略 c 移住者の包摂又は統合を促進するための国家政策又は戦略 d 移住政策がジェンダー対応であることを保証する公式なメカニズム e 移住政策が、適切に詳細集計されたデータによって情報提供を受けるメカニズム</p>
<p>領域 3:</p>	<p>政府は、各国間の協力及び関係者の移住政策への参加を促進するために、次のいずれかの措置を講じているか。</p>	<p>a 移住に関する省庁間調整メカニズム b 労働移住を含む移住に関する二国間協定 c 移動を促進する地域協定 d 帰国及び再入国に関する他国との協力協定 e 移住政策の策定及び実施に市民社会及び民間部門を参加させるための公的なメカニズム</p>

領域 4:	政府は、移住によるプラスの開発インパクト及び移住者の社会経済的厚生を最大化するために、次のいずれかの措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> a 定期的な評価を通じた、労働移住政策の、実際及び予想される労働市場ニーズへの適合 b 社会保障給付の可搬性の促進 c 海外で習得したスキル及び資格の評価の促進 d 送金の流れの促進 e 移住労働者の公正かつ倫理的な採用の促進
領域 5:	難民や国境を越えて強制的に避難させられた人々に対応するために、政府は次のいずれかの措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> a 国際的な国境を越えて逃げることを強いられた人々を受け入れ、処理し、そして識別するためのシステム b 避難民の食料、衛生、教育、医療等の基本的ニーズの観点による緊急対応計画 c 危機的状況又は危機後の状況にある外国に居住する市民を支援するための具体的な措置 d 災害による強制的な避難のインパクトに対処
	質問	サブカテゴリ
		<ul style="list-style-type: none"> e するための特定の規定を含む、国の防災戦略 e 国際的な国境を越えて強制的に避難した者及び帰国できない者に対する一時滞在又は保護の許可
領域 6:	政府は、次のいずれかの方法で、正規又は非正規移住（入国）に対処しているか。	<ul style="list-style-type: none"> a ビザ切れ不法滞在を監視するシステム b 到着前許可のコントロール c 同伴者のいない未成年者又は引き離された子どもへの対策 d 移住情報及び啓発キャンペーン e 人身取引及び移住者密輸に対処するための公的な戦略

○ 根拠及び解釈 提案された方法論の主な目的は、各国の「よく管理された移住政策」に係る主要な傾向及びギャップに関する、有意義で実用的かつタイムリーな情報を

生成できる既存のデータソースに基づいて、明確でシンプルな指標を策定することである。提案された指標は、SDG ターゲット 10.7 のモニタリングのための総合的な尺度として使用することができ、IOM の移住ガバナンス指標（MGI）等、他の国家的な移住モニタリングの枠組みを補完するものである。

データソース及び収集方法

データソースは、人口及び開発に関する国連の対政府第 12 回調査であり、1963 年以來、国際人口移動に関する政策を含む、世界の人口政策を調査するために使用されてきた。この調査は、1962 年 12 月 18 日の国連総会決議 1838（XVII）によって義務付けられている。本調査は、主に多項選択式の質問から構成されている。第 12 回調査は、3 つのテーマ別モジュールに分かれている。モジュール I：人口高齢化及び都市化、モジュール II：出生力、家族計画、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康とその権利）、モジュール III：国際移住。第 12 回調査において、上で述べた 6 つの移住政策の領域に関する中核的な質問を含めるよう、モジュール III が更新された。

調査は、国連事務総長の名前において実施され、193 の加盟国、2 つのオブザーバー国及び 2 つの非加盟国について、ニューヨークにあるすべての政府代表部に送られる。過去の慣例により、政府代表部は、3 つのモジュールを、回答を担当する省庁又は政府部門に照会（リダイレクト）する。調査モジュールは、オンライン調査票又は PDF 調査票のいずれかによって回答することができる。各国の回答は、基本的な一貫性チェックのために国連経済社会局に送られる。その後、データは世界人口政策データベースにまとめられ、統合される。調査

結果は、2 年ごとに更新されるデータベースを介して公表される。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

この指標には、6 つの質問・領域下に、合計 30 のサブカテゴリ（表 3 のとおり）がある。

領域 1 のサブカテゴリを除くすべてのサブカテゴリには、「はい」と「いいえ」の 2 択がある。コード「1」は「はい」、「0」は「いいえ」を意味する。領域 1 の下のサブカテゴリでは、3 つの選択肢がある。コード「1」は「はい、入国ステータスに関係なく」、「0.5」は「はい、合法的な入国資格を持っている人だけ」、「0」は「いいえ」を意味する。

各領域は、サブカテゴリの単純平均によって計算される。

$$DDi = \frac{\sum_{j=1}^m s_{jii}}{\sum_{j=1}^m s_{jii}} 100$$

D_i は領域 i を表す。 i ; $\sum_{j=1}^m s_{jii}$ は、領域 i のサブカテゴリ j の合計を表す。 n は、各領域のサブカテゴリの総数を表す。結果数値は、割合（パーセンテージ）で表される。各領域で、値は最小 0 から最大 100 パーセントの範囲となる。

統合指標 10.7.2 の全体は、0 から 100 パーセントの範囲の値で、6 つの領域下の 30 のサブカテゴリの値の単純平均を計算することによって得られる。

解釈を容易にし、結果をまとめるために、結果として得られる平均値は次のように再分類される。40 パーセント未満の値は「さらなる進歩が必要」と分類される。40 パーセントから 80 パーセント未満の値は「部分的に満たしている」、80 パーセント以上の値は「満たしている、又は完全に満たしている」と分類される。

○ コメントと限界なし

データの詳細集計

なし

参考

公式SDGメタデータURL

<https://unstats.un.org/sdgs/metadata/files/Metadata-10-07-02.pdf>

人口及び開発に関する国連の対政府調査

<https://esa.un.org/PopPolicy/Inquiry.aspx>

データ提供府省

法務省、法務省出入国在留管理庁

関連政策府省

内閣府、金融庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省

担当国際機関

国連経済社会局人口部（DESA Population Division）国際移住機関（IOM）